



しきどり

三重県看護連盟だより
vol.27

三重県看護連盟だより

平成30年10月吉日 第27号



contents

- 日本看護連盟通常総会報告 01
- 三重県看護連盟通常総会報告 03
- 石田まさひろ参議院議員来県 04
- 平成30年度 三重県看護連盟事業計画 05
- 新・三重県看護連盟規約 07
- 新任 県幹事・支部長ごあいさつ 09
- 看護政策・予算要望書提出 10
- 研修予定 11

鈴鹿山脈最高峰1247mの御池岳(岩の写真は「天狗の鼻」)



御池岳 (コグルミ谷) のシマリス





草間朋子
日本看護連盟会長

福井トシ子
日本看護協会会长

あべ俊子
衆議院議員

木村やよい
衆議院議員

たかがい恵美子
参議院議員

看護政策の一層の実現を! 日本看護連盟通常総会を開催

平成30年6月5日(火) ザ・プリンスパークタワー東京

草間会長の挨拶は、力強い組織看護連盟を目指すことを冒頭に言わされた。看護職の社会からのニーズは高く日本の医療福祉を左右する重要な職種であること、看護連盟は「課題提起型」及び「課題解決型」の組織として活動していることを述べられた。

平成29年度活動では、1.組織力の強化・拡大、2.政治力の強化、3.会員の福祉の充実の順で報告された。看護協会との連携・協働や、連盟活動の周知、会員数の増加、看護連盟の効率運営についての報告があり、特にブロック協議会や、支部組織の活動強化が促進されていることが報告された。

また昨年の衆議院議員選挙で、あべ俊子議員は、念願の小選挙区で当選し、木村やよい議員は、近畿ブロックでの当選することができたことを報告された。審議では日本看護連盟規約改正に対し、活発な意見交換、討議がされた。

看護にかかわる政策を実現するために、政策決定の場である国会に看護の代表を確実に送り出すことが必要である。看護連盟は、看護職が自立し、看護の質向上、また看護職の処遇改善、本来の専門職看護師となるよう教育の充実など、看護にかかわる問題は、看護職の代表が中心となり問題解決をしていくべきであると再認識した。

総会の来賓で自民党国会议員が公務のため欠席する中、看護問題小委員会委員長のわが三重県の田村憲久衆議院議員が来られたのは連盟の活動に対する評価であると実感した。看護問題を解決することは、看護を受ける患者や、すべての人により質の高い看護、保健活動が提供できることと繋がっていく。看護連盟は、政治組織である自民党を支持政党にして活動していることに理解を得るのが難しいことがあるが、今後看護職自身で結党可能な強い組織になれるように活動していくことが大切であると考える。

来年7月に、第25回参議院議員選挙が実施され、石田まさひろ参議院議員を応援することとしており、来年に向けての活動を行うことを決起大会で確認した。

総会に出席して看護の力を十分に發揮できるよう政策実現に努力していくことが重要であると再考することができた。

Report

いなべ支部
小林美和



県看護連盟会長
西川利恵

県看護協会会长
西宮勝子

暑かった夏が終わりを告げようとしています。度重なる台風や地震によって、お亡くなりになられた方や罹災された方々のご冥福をお祈りするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

会員の皆様にはお変わりありませんでしょうか。県内でも屋根は壊れたり、瓦が飛んだりと、いつ何が起こるかと心配の種がつきません。明日は我が身と、今日一日を頑張って生きましょう。日々、色々な出来事が起こりますが三重県看護連盟と看護協会は、心を一つにして問題解決に向け進んでいきます。会員の皆様もお体大切に今後とも応援をよろしくお願い申し上げます。



赤いシャツは大阪府看護連盟の皆様。
後方は全国青年部の方々。

石田まさひろ 参議院議員候補予定者

決起大会で、一致団結！

平成30年6月5日(火)
ザ・プリンスパークタワー東京

日本看護連盟通常総会終了後に、来年の第25回参議院議員選挙の組織代表の立候補予定者、石田まさひろ参議院議員の決起大会が開催された。石田まさひろ参議院議員は、公務の為出席できなかったので、ビデオメッセージで「現場の声を伺い、皆様の思いを実現させなければ」という思いが募っています。看護の未来を明るくし、看護の力で日本を元気にする事ができるよう、皆様の力を貸して下さい」と力強く語られた。

日本看護協会長と役員の方々は「宇宙戦艦ヤマト」の替え歌と、大阪府看護連盟会長の「あんたの花道」の替え歌に合わせ会員達が迫力ある踊りを披露され、全国の青年部代表は一堂に会しエールを送りました。

草間連盟会長の首には、石田議員のシンボルカラーの真っ赤なタオルが巻かれ、私達も配布された赤いタオルを力いっぱい振り、会長の掛け声の下、皆で応援、一致団結して決意を新たにしました。石田まさひろの面を付け、石田議員になりきられた秘書の五反田さんも熱気で、武者震いされたのではないでしょうか。



石田議員の影武者

Report

伊賀支部

山本みづほ



皇居一般参観へ初めての参加

平成30年6月6日(水) 皇居



鈴鹿第二支部
千葉美栄子

6月6日(水)に、日本看護連盟通常総会に代議員として出席した役員・支部長の有志14名が小雨の降る中、皇居一般参観コースに参加しました。桔梗門から入り厳重警戒の中、荷物チェック後に密窓館(休憩場)で説明を聞き、約1時間の見学コースが始まりました。皇居参観は初めてであり、宮殿東庭では新年及び天皇誕生日の一般参賀が行われ、長和殿に面し、中央バルコニーで両殿下、皇族方は祝賀されると説明があり、テレビで拝見するよりも身近に感じました。来年の一般参賀は、平成最後でもあり、今回の見学で説明された内容を思い出しながらテレビを見たいと思います。



宮内庁庁舎



一般参賀のバルコニー

400名を超える参加者を得て 三重県看護連盟通常総会を開催

平成30年6月30日(土) 三重県総合文化センター

Report

四日市第二支部
田中美津代



梅雨の晴れ間の6月30日(土)、連盟会員420名、役員14名、委任状4825名により平成30年度三重県看護連盟通常総会が開催されました。はじめに、三重県看護連盟会長の西川会長より、来年は第25回参議院議員選挙が控えており、看護職代表の石田まさひろ参議院議員が候補予定者であるため、会員が一つになり、私たちの代表を国政の場に送り出す決意を強く語られました。また看護政策実現に向けて一人でも多くの看護職の代表議員が必要であると述べられ、そのためには会員の増員、看護連盟活動を伝えていくことが大切だと思いました。引き続き、総会に先立ち、田村衆議院議員、川崎衆議院議員、吉川参議院議員、三ツ矢衆議院議員、県看護協会西宮会長よりご祝辞をいただきました。その後、県看護連盟顧問の橋本美恵子様が、日本看護連盟名誉会員となられましたので会長より花束が贈られました。

総会は、北山厚生省立志摩病院看護部長と浅生照美三重県看護専門学校副校長が議長団に選出され、平成29年度活動報告、委員会報告、決算報告等があり、続いて平成30年度スローガン、活動計画、予算が審議され原案通り可決されました。その後、この総会で退任される支部長、新役員になられる方の挨拶があり、無事総会が終了しました。



田村憲久
衆議院議員



川崎二郎
衆議院議員



吉川ゆうみ
参議院議員



三ツ矢憲生
衆議院議員



西宮勝子
県看護協会会长



橋本美恵子
日本看護連盟名誉会員

三重県看護連盟 会員研修

平成30年6月30日(土)

医療福祉の人材確保の課題 ～働きがいのある看護現場への道～

講師：川上和久 国際医療福祉大学教授

未来の看護師たちに世界と日本を対比して、少子高齢化問題や社会保障、医療福祉と政治をグローバルな考え方で教授していることに興味がわいた。間もなくやってくる高齢化社会に看護師の活躍する場所は病院だけに留まらず、様々な場所において必要とされてくる。看護師は病院で働く時代から、地域で活躍する時代へ変化している。しかし、介護施設や訪問看護ステーションで勤務する看護師は病院で勤務する看護師に比べ、格下に見られる傾向がある。患者の状態を的確に判断する看護全般に関するジェネラリストとしての知識やコミュニケーションスキルが必要であるが、地域で看護するための教育も充実していないのが現状である。これからの社会変化に合わせ、多様な看護の形の教育が充実しなければならないと講義された。



Report

鈴鹿第一支部
宮本 泉





七栗記念病院での講義の様子



榎原温泉病院で看護職のみなさんと

石田まさひろ参議院議員 来県し県内医療施設を訪問

平成30年7月28日(土) 津・伊賀地区医療施設

平成30年7月28日、石田まさひろ参議院議員が来県され、県看護連盟会長ほか5名が同行し、榎原温泉病院、藤田保健衛生大学 七栗記念病院、岡波看護専門学校を訪問しました。

岡波看護専門学校には、伊賀市立上野総合市民病院、信貴山病院分院上野病院、名張市立病院のみなさんもお越しいただき、石田まさひろ参議院議員に現場の声を届けました。石田まさひろ参議院議員からは、国政の動向についてのお話のほか、看護記録の負担を軽減し、より良い看護の提供に取り組むことについてなど、看護政策について熱いお話をありました。

また、「睡眠薬と転倒についての検証」事例を紹介いただき、就寝時間の変更により良い結果を得たことを紹介されました。変革への不安が業務のステレオタイプ化の要因になっていることに気づかされ、思い切った見直し事例が大変参考になりました。

ミーティングの後オープンキャンパスに出席し、これからの看護界を担う若者たちと交流し、力強く握手を交わされました。



田村憲久衆議院議員事務所へ
表敬訪問



岡波看護専門学校オープンキャンパス



岡波看護専門学校でのミーティング



岡波看護専門学校オープンキャンパス



岡波看護専門学校で若者たちと交流

平成30年度 三重県看護連盟事業計画

重点方針

① 力強い組織の創成 ② 成熟・自律した行動

区分	目 標	活 動	手 段	評 價
組織力の強化・拡大	1 日本看護連盟との連携強化	1) 日本看護連盟・県連盟との情報の共有化 2) 県連盟の主体的活動	1)-1 日本看護連盟の情報を会員へ発信すると共に県連盟の情報を日本看護連盟に発信する。 2)-1 各種会議・委員会の活性化を図る。	・目標管理に基づいた実践ができたかどうか
	2 連盟活動の周知徹底	1) 連盟活動のPR 2) 活発な情報交換 3) 自律した会員の育成	1)-1 機関紙しろちどりを(3回／年)発行する。 -2 県連盟のホームページをアピールする。 -3 会員ハンドブックの内容を研修会で活用する。 -4 各種グッズを活用する。 2)-1 効果的で親しみやすい研修を企画し実施する。 -2 国会見学を通じ会員に政治への関心を高める。 -3 看護職国會議員のビデオメッセージを活用する。 -4 国政における看護職議員の活動を、各研修会や委員会等で伝える。 -5 効果的な支部研修を支援する。 3)-1 看護協会の新人看護職研修の場で働きかける。 -2 会員が連盟活動の理解をさらに深めるように働きかける。 -3 選挙違反防止のための教育と指導を徹底する。	・ホームページのアクセス数・研修への参加率。 ・会員の国会見学を実施し関心を持ってもらうことができたか。 ・支部研修会案内をホームページに載せ多くの会員、非会員の参加はどうであったか。
	3 会員数の増加	1) 平成30年度の増員目標数の設定 2) 看護協会・看護連盟同時入会の促進 3) 退会者の防止 4) 学生会員の確保 5) 退職者への働きかけ	1)-1 平成30年度の会員獲得目標数を5,900人とし、看護協会会員比率60%以上を獲得する。 2)-1 看護協会役員に連盟加入を働きかける。 -2 看護連盟未加入者の多い施設に県役員が訪問し加入を働きかける。 3)-1 産休・育休者・施設移動者に連盟会員の継続を働きかける。 4)-1 看護基礎教育の教育内容に「看護と政治」を取り入れるように働きかける。 -2 学生会員数を10人確保する。 -3 看護大学・看護専門学校教員への入会を働きかける。 5)-1 支部での退職者へ継続加入の声かけを支援する。	・会員数が5,900人以上加入したか。 ・県看護協会会員数との比率が60%達成できたか。 ・加入を働きかけるために施設訪問ができたか。
	4 三重県看護連盟の効率的運営	1) 県連盟の規約等に基づいた効率的な運営 2) 財政の健全化と適正化	1)-1 健全で効果的な運営に取り組む。 -2 必要な申し合わせ事項を整理し、継続的な組織運営をする。 2)-1 財源の確保と経費削減に努める。	・適正な収支バランスであったか。
	5 東海北陸ブロック協議会の活動強化・促進	1) ブロック協議会の活性化	1)-1 ブロック協議会で情報交換し連携強化する。 -2 ブロック別看護管理者等政策セミナーに出席する。 -3 ブロックのポリナビワークショップ(以下ポリナビという)を開催支援する。	・会議に参加し情報交換ができ活発な活動につながったか。
	6 支部組織の活動の強化・促進	1) 支部組織の強化 2) 支部役員・施設連絡員(リーダー)の意識強化 3) 各支部会員のモチベーションの強化	1)-1 支部規約に基づき効果的な活動支援をする。 2)-1 施設連絡員(リーダー)の育成を支援する。 3)-1 議員を講師として研修会等を開催し、議員との交流を深める。	・支部規約に基づき活発な活動であったか。
	7 若手会員育成	1) 若手会員の起用及び活動強化	1)-1 若手会員の活動・発表等の機会を作る。 -2 自主、自律を育むよう支援する。 -3 ブロックのポリナビの開催を支援する。 -4 ブロック協議会、全国ポリナビの青年部の交流を促進する。 -5 機関紙プチアンジェを(3回／年)発行を支援する。	・東海北陸ブロックポリナビin三重県が円滑に開催できたか。



区分	目 標	活 動	手 段	評 價
組織力の強化・拡大	8 三重県看護協会及び他の組織との連携・協働	1) 三重県看護協会との連携 2) 三重県精神科看護協会への働きかけ 3) 三重県助産師会への働きかけ 4) 友好団体・友好企業への働きかけ 5) 看護系教育機関への働きかけ	1)-1 看護連盟と看護協会の役員で合同会議(3回/年)実施する。 2)-1 三重県精神科看護協会に看護連盟活動について広報する。 3)-1 三重県助産師会に看護連盟活動について広報する。 4)-1 支援団体、支援企業に看護連盟活動について広報する。 5)-1 看護教育機関を訪問し、看護連盟活動について広報する。 教員を講師として要請する。	・看護系職能団体・友好団体等を訪問し活動に关心を持ってもらうことができたか。
	9 現場の課題への対応	1) 地方議員に現場の声を届け議員活動に反映してもらう。	1)-1 日本看護連盟ホームページに、現場の声の入力を周知する。 -2 機関紙しろちどり等にアンケート結果を掲載する。 -3 現場の声を地元議員に届ける	・議員の看護問題に対する関心がどうであったか。
政治力の強化	1 看護職国会議員の擁立支援	1) 第25回参議院議員選挙に向け石田まさひろ候補予定者の支援の強化 2) 4人の看護職国会議員の確保	1)-1 第25回参議院議員選挙に向け石田まさひろ候補予定者の応援をする。 -2 第25回参議院議員選挙に向け選挙体制を整備する。 -3 石田まさひろ候補予定者の活動を把握し会員に周知する。 -4 研修会で石田まさひろ候補予定者の知名度についてのアンケートを取る。 2)-1 看護職国会議員の名前と活動状況を会員に周知する。 -2 看護職国会議員の活動を支援する。	・知名度が上がったか。
	2 看護政策の実現	1) 県連盟の政治力の強化 2) 看護政策立案に向けて看護協会と連携	1)-1 地元議員の政策説明会等に参加し連携を密にする。 -2 三重県看護問題対策議員連盟(以下三看議連といふ)と看護問題について話し合い、要望を伝える。 2)-1 要望書を、看護協会と協議し議員へ提出する。	
	3 看護を理解する地元議員の確保と支援	1) 三看議連との活動の促進 2) 地元議員との連携強化	1)-1 三看議連の議員と交流の場を持つ。 -2 地元議員に看護問題をアピールする。 2)-1 県連の交流の場に積極的に参加する。 -2 県連の行事に協力する。	・議会で看護関連の発言はどうであったか。
	4 地方行政への影響力の強化	1) 地元議員への活動支援	1)-1 地元議員を積極的に支援し、看護問題への取り組みを継続するよう働きかける。	
	5 地元看護職議員候補者の擁立と支援	1) 地元看護職議員候補者の発掘と育成	1)-1 県・市議会議員等の立候補者の発掘を続ける。	
会員の福祉の充実	1 災害への対応	1) 災害発生地への支援	1)-1 日本看護連盟からの情報に基づき被災地の現状を会員へ伝達し支援の協力を要請する。 -2 日本看護連盟の申し合わせ事項に基づき対応する。	
	2 福利厚生への対応	1) 県看護連盟規定に基づく対応	1)-1 物故者への対応をする。 -2 慶弔等への対応をする。 -3 表彰者への対応をする。 -4 災害見舞規程に基づき対応する。	
	3 諸問題への対応	1) 会員の安全の保証	1)-1 諸般の疑問・問題には日本看護連盟と相談し速やかに対応する。 -2 県看護連盟は傷害保険に加入し有事に備える。	

新・三重県看護連盟規約

平成30年6月30日施行

※本年、日本看護連盟の規約改正に伴い、県規約改正を行い、総会にて承認。

第1章 総 則

(名称)

第1条 本組織は、三重県看護連盟（以下、県連盟という）と称する。

(事務所)

第2条 県連盟は事務所を三重県津市観音寺町字東浦457の3に置く。

(目的)

第3条 県連盟は日本看護連盟および公益社団法人三重県看護協会（以下、県看護協会という）の目的達成に必要な政治活動を行い、あわせて県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 県連盟は第3条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 看護職の政治力強化に関する活動。
- (2) 看護職の国及び地方政界進出と支援に関する活動。
- (3) 組織の強化拡大に関する活動。
- (4) 広報に関する活動。
- (5) 日本看護連盟および県連盟支部との連携に関する活動。
- (6) その他県連盟の目的を達成するために必要な活動。

第2章 会 員

(種別)

第5条 会員は正会員・特別会員・学生会員・賛助会員・名誉会員とする。

2 正会員は県看護協会会員である者をいう。

3 特別会員は正会員の経歴を有し、未就業で、県看護協会会員でない者とする。

4 学生会員は保健師、助産師、看護師または准看護師の資格を得るために就学している学生で、県連盟の主旨に賛同する者とする。

5 賛助会員は県連盟の主旨に賛同する者とする。

6 名誉会員は看護連盟活動に顕著な功績のあった正会員・特別会員の中から、日本看護連盟の細則に基き県連盟役員会の推薦を経て、日本看護連盟中央役員会で承認を受けた者とする。

(入会)

第6条 正会員・特別会員・学生会員として入会しようとする者は、日本看護連盟会長が別に定める入会申込書により、県連盟会長に申し込まなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、県連盟会長が別に定める入会申込書により、県連盟会長に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 正会員・特別会員は、細則で別に定める県連盟会費を日本看護連盟会費と共に納入しなければならない。

2 名誉会員は日本看護連盟の会費は免除される。県連盟会費も免除する。

3 学生会員は会費を免除する。

4 賛助会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員・特別会員・名誉会員・学生会員・賛助会員は、県連盟会長に届け出て任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の行為をなしたときは、役員会の議を経て除名することが出来る。ただし本人に弁明の機会が与えられる。

- (1) 規約および決議に違反したとき。
- (2) 組織の名誉を汚したとき。

第3章 役 員

(役員)

第10条 県連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) 幹事長 1人
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2人

※旧規約の財政部長を廃止し、県幹事が財政を兼務する。

第11条 役員は県連盟の正会員の中から選ぶ。

2 役員は役員会が推薦し、総会において決定する。

(任期)

第12条 県連盟役員（監事を除く）の任期は3年を1期とし、選任された通常総会終了の翌月1日から始まり、3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし、同一職に引き続き就任する場合は、9年目の通常総会終了月末日を越えて就任することはできない。

2 監事の任期は3年を1期とし、選任された通常総会の終了の翌月1日から始まり3年後の通常総会終了月末日までとする。ただし同一職に引き続き就任する場合は6年目の通常総会の終了月末日を越えて就任することはできない。

(職務)

第13条 会長は県連盟を代表し日本看護連盟と連携をはかり業務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

3 幹事長は業務を総括する。

4 副会長・幹事長は委員会（教育委員会・広報委員会・青年部委員会）の相談役とする。

5 副会長・幹事長・幹事は次の業務を分担し執行する。

- (1) 組織に関すること
- (2) 政治教育に関すること
- (3) 支部に関すること
- (4) 財政に関すること
- (5) 広報活動・若手会員の育成に関すること

6 監事は会務の執行状況および会計を監査する。

(名誉会長・顧問)

第14条 県連盟は、名誉会長・顧問を置くことができる。

2 名誉会長・顧問は役員会で決定とする。

3 顧問の任期は5年とする。

4 名誉会長・顧問は無給とする。

(報酬)

第15条 役員は無給とする。ただし専任する場合は有給とすることができる。

第4章 総 会

(種別)

第16条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。



(構成)

第17条 総会は正会員・特別会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約改正
- (2) 決算
- (3) 予算
- (4) 役員の選任・解任
- (5) 役員会で総会の決議が必要と認めた事項
- (6) その他県連盟の規約に定められた事項

(開催)

第19条 通常総会は毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は次の項(1)(2)に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認めたとき
- (2) 役員の3分の2以上、または正会員・特別会員の3分の2以上が会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき

(招集)

第20条 通常総会の招集および会議の日時、場所、目的及び審議事項を30日前までに公表し正会員・特別会員に通知する。

(議長)

第21条 総会に議長団をおく。

- 2 議長団は2人とし総会前の役員会において正会員の中から選出し、総会において承認を受ける。
- 3 議長団は、互選により議長を定め、議長交替は予め議長団の協議により定める。
- 4 議長団は総会の秩序を保持し、議事を整理して運営と進行に責任を持つ。

(定足数)

第22条 総会は役員のうち3分の2以上及び正会員・特別会員の3分の2以上の出席をもって成立する。(委任状を含む)

(決議)

第23条 総会における議決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(日本看護連盟の代議員)

第24条 日本看護連盟通常総会の代議員は、毎年県連盟において正会員、特別会員の中から選出する。

- 2 代議員は総会に出席し議決権を行使する。
- 3 代議員は毎年2月20日までに会費を納入した正会員及び特別会員400人ごとに1人とし、それに県役員3人を加えた員数とする。ただし、会員の端数200人を超える時は1人を追加することとする。
- 4 総会に出席できない代議員がある場合には、会長はこれを委嘱補充することができる。

第5章 役員会・県役員支部長合同会・委員会

(役員会)

第25条 役員会は第10条に定める役員をもって組織する。

- 2 役員会は総会に次ぐ議決機関とし、会長が招集し議長となる。
- 3 役員会は役員の半数以上の出席がなければ成立しない。
- 4 役員会における議決は出席役員の過半数によって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(県役員支部長合同会)

第26条 役員支部長合同会は、会長が招集し議長となる。

- 2 県役員支部長合同会は、各々半数以上の出席がなければ成立しない。
- 3 県役員支部長合同会における議決は、出席役員、支部長各々の過半数によって行い可否同数の時は議長がこれを決する。
- 4 支部長が出席できない場合は、支部役員の中から代理出席を認める。なお、代理出席者は議決権を持つ。

(委員会)

第27条 県連盟は必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 委員は会長が施設の看護管理者に推薦を依頼し、役員会で承認する。
- 3 委員長は委員の互選により決定し、会長が承認する。
- 4 委員の任期は1期2年で3期までとするが、再任を妨げない。

第6章 支 部

(名称)

第28条 県連盟は別に定める支部をおき、三重県看護連盟〇〇支部と称する。

(支部規約)

第29条 支部規約は支部において定め、県連盟役員会の承認を受けることとする。

(支部構成)

第30条 支部は県連盟への入会者のある施設(以後「会員施設」という)及び個人会員をもって構成する。

(会員施設)

第31条 会員施設は会員数に応じて、施設連絡員(リーダー)を適当数置くものとする。

第7章 事務局

第32条 県連盟の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。

第8章 会計及び会計年度

第33条 県連盟は正会員・特別会員の会費及びその他の収入により運営し、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条 政治資金規正法届出会計責任者は、会長がこれを指定する。

第9章 扶 助

第35条 正会員・特別会員が県連盟の機関決定指示に基づく組織活動の遂行中またはその遂行によって死亡、負傷、罹病その他全ての不利益処分などの事項が発生した時、別に定める細則により補償する。

第10章 雜 則

第36条 この規約により連盟の業務を執行するために必要と認められる事項は、役員会の決議を経て細則で会長がそれを定める。

附則

この改正は、平成30年6月30日より施行する

新任 県幹事・支部長ごあいさつ



県幹事 渡部晴美

日下病院

医療・介護の最前線である看護の現場で解決できないことには、政治の力が必要です。それには皆様一人ひとりが「働きにくいなあ、何とかならないかなあ」と感じていることを、ぜひ看護連盟に教えて下さるようお願い致します。皆様のお声が、私たちの活動の原点になります。至りませんが、ご協力とご指導を宜しくお願い致します。



県幹事 中村純子

済生会明和病院

平成30年7月より、松阪第一支部長から県幹事をさせていただくことになりました、中村純子です。県幹事の役割を果たせるよう県役員の先輩方の指導もと、チーム力を發揮し活動して行きます、会員の皆様宜しくお願ひいたします。



四日市第二支部長 廣瀬利奈

富田浜病院

四日市第二支部の廣瀬です。支部長として、政治に興味のない看護師に、看護連盟の活動や看護職が政治に参画する意義を理解していただけるようにしていきたいと思います。よろしくお願い致します。



鈴鹿第一支部長 北知加子

村瀬病院

まだまだ微力ではありますが支部長として会員の皆様のお力添えをいただき精一杯頑張っていきたいと思っています



鈴鹿第二支部長 若松美幸

鈴鹿回生病院

平成30年7月の総会を持って役員交代となり、鈴鹿第二支部長をさせていただくことになりました。来年には参議院議員選挙で石田まさひろ候補予定者を再度政界に送るという大きな目標があり、その為に会員一人ひとりのお力を借りしたいと思っています。これからも連盟活動が盛り上がりていくように頑張りますので、会員の皆様のご協力をお願いします。



松阪第一支部長 越川由美子

済生会松阪総合病院

「ベッドサイドから政治を変える」というスローガンは、言葉を返せば政治力がなければ看護の現場は変わらないという意味です。看護職の皆様に連盟活動の理解と協力が得られるように微力ながらも力を注いで参ります。どうぞよろしくお願いします。



松阪第二支部長 川岸尚代

松阪中央総合病院

7月から松阪第二支部長に就任いたしました川岸です。会長をはじめ役員の皆様、各支部長様と共に頑張っていきたいと思いますのよろしくお願いします。

Pen Relay ペンリレー

国保志摩市民病院 出口千鶴さん



Q 施設のアピールポイントを一言でお願いします。

A 伊勢志摩サミットで賑わった志摩市の絵描きの町と言われている大王町で時計台がシンボルの小さな病院です。総合診療を基軸に、外来と60床の療養病棟に透析が15床あり、訪問看護も行っています。地域の人々の生活に身近で、顔と顔が見える医療と看護を提供しています。

Q 長く続けられた秘訣は何ですか？

A 看護職に対する家族の理解と応援です。特に子供が幼い時には、お姑さんの助けが大きかったと思います。そして、患者さんからの感謝の言葉や職場の方々に支援して頂いてここまで成長し、続ける事ができたと感謝しています。

Q 趣味は？ A 1人で「ぼー」と無になること。

Q 最近読んだおすすめの本は？

A 童心にかえって 孫に絵本(はらべこあおむし)を読み聞かせしています。

Q 好きな言葉は？ A 神様は看ている。

Q 生まれ変わったら何になりたいですか？ A 風

Q 休日はどうすごしていますか？

A 夫と一緒に近くの温泉サウナに入った帰りにラーメンを食べ、夕飯の支度までゴロ寝しています。

Q 次にリレーする看護部長を紹介してください。

A 近隣病院で規模やスタイルがよく似ているため、いつも看護管理の相談に乗ってもらって頼りにしている町立南伊勢病院の村田さおり総看護部長にお願いしました。



看護政策・予算に関する要望書を提出

平成30年8月9日(木)
自由民主党三重県支部連合会会議室



31年度の要望書提出の為、県看護協会・連盟合同会議を5月29日に開催し、8項目の要望事項にまとめました。県看護連盟は今回の要望書で、夜勤手当の見直しについて重点的に訴えました。8項目の提出事項に関して、県議会議員から「自分たちに出来る協力は必ずします」と力強い言葉をいただきました。



平成30年度 国ならびに県の政策・予算に関する要望事項

1. 夜勤手当の見直しについて
2. 看護職確保のため、ナースセンターの機能強化に対する予算の確保
3. 地域包括ケアシステム推進のための看護師等の人材育成及び確保に対する支援
4. 「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進
5. 統括保健師の教育体制の整備及び保健師の人材確保
6. 助産師出向支援導入事業のさらなる推進のための財政的支援
7. 三重県内になる准看護師養成所の看護師養成所への移行
8. 看護職のセカンドキャリア人材の雇用・終業拡大への事業実施支援

田村のりひさを応援する会

平成30年6月17日(日) 松阪華王殿

昨年10月の総選挙で8期連続当選された田村のりひさ衆議院議員は、看護界にとって恩人と言っても過言ではありません。今後の更なる飛躍を期待し、田村のりひさを応援する会に県連盟役員・会員、20名が参加しました。



OB会のご紹介

1年に1回、研修会を兼ねて支部会議を開催しています。

現役を引退されている看護師14名が参加し、30年度は84歳の看護師が講師となり、認知症予防体操を披露しました。特別会員で参加いただけます。病院・施設を退職された皆様、ぜひご参加ください。



吉川ゆうみ参議院議員が県看護連盟を訪問



東洋羽毛「睡眠セミナー」無料サービスのご案内

Sleeping seminar

◆こんなお悩みはありませんか？

- ・夜勤明け、体は疲労しているのになかなか眠れない。
- ・寝起きが苦手で起床時間ギリギリまで起きられない。
- ・睡眠時間は長いのに、眠りの質に満足できない。

◆睡眠セミナーを無料で開催しています

東洋羽毛では「睡眠健康指導士」の資格を有した講師による充実したセミナーをご用意しています。

研修会や勉強会、学会でのコーヒーサービスもご提供しています。



TUK 東洋羽毛東海販売株式会社
〒514-0003 三重県津市桜橋 3-67-13

三重営業所 0120-585104

～お気軽にお問い合わせください～

MIKIMOTO
COSMETICS

化粧のりで実感！

※¹ キンケアを根本から変える、ブースタージェル美容液！



瑞々しい使用感で贅沢なうるおいが肌を包み込む、ジェル状の導入美容液です。
碧く煌めくうるおい成分「コレステリック液晶LCM®^{※2}」などが、肌を土台から整え柔軟な肌に導きます。

<無香料・無着色><ノンアルコール><超純水>

ミキモト コスメティックス パールエッセンス リキッド-クリスタル R

48g 8,000円 → 三重県看護連盟 会員様価格 6,400円(税抜)

お申込み 三重県看護連盟事務局 059-226-0862 (10:00～16:00／土日祝日を除く)

※1 洗顔後最初のお手入れ

※2 オレイン酸ジヒドロコレステリル、オレイン酸フィトステリル、ノナン酸コレステリル、ヒドロキシステアリン酸コレステリル、酢酸コレステリル、酢酸ジヒドロコレステリル(保湿成分)

あなたの入会が
連盟活動を支えます

平成30年度 看護連盟会員募集中

看護連盟は代表議員を支援し看護問題解決のために共に努力します。看護連盟は国民の健康と福祉の向上を目指し活動しています。

正会員 年会費 6,500円(本部会費 5,000円、県会費 1,500円)

特別会員 年会費 6,500円(正会員の経験を有し、未就業で現在看護協会に入会していない方)

賛助会員 年会費 1口 500円(何口でも可能です。)

看護連盟の主旨に賛同していただける方であればどなたでも入会していただけます。

看護学生会員 年会費 無料



お問い合わせ:三重県看護連盟事務局 TEL059-226-0862 FAX059-226-0887 E-mail:kan.ren-mie@muse.ocn.ne.jp

平成30年度 三重県看護連盟 研修予定

10月27日(土) 看護管理者研修会

11月4日(日) 三重県看護連盟・看護協会 合同研修会

11月10日(土) 新入会員研修会

11月14日(土)・15日(日) 国会見学 三重県看護連盟見学予定

※詳細は県看護連盟へ
お問い合わせください。

研修内容は、ホームページにも掲載しています。ぜひご覧ください。kanren-mie.jp



ポリナビ終了しました。
ご協力ありがとうございました。